平成２５年（フ）第１７号
大分県中津市本耶馬渓町東屋形624番地２
債務者　恒住　幸宏
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２０号
大分県中津市大字上池永432番地
債務者　小川　和則
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２号
宮崎県日南市南郷町中村乙2004番地２、住民票上の住所鹿児島県出水市上知識町226番地鹿島住宅８棟304号
債務者　佐渡喜久美
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
宮崎県日南市油津３丁目５番10号
債務者　青山めい子
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第２号
鹿児島県奄美市名瀬井根町９番11号　榮智恵美方
債務者　池田やよい
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１１４号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目94番地１　ベルグランパレＣ―302
債務者　新城ゆかり（旧姓中川）
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１６号
宮城県遠田郡美里町練牛字二十一号２番地３、従前の住所仙台市青葉区福沢町２番８号ファレノ福沢Ａ棟101
債務者　大友　　崇
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
宮城県栗原市築館字萩沢小倉28番地１
債務者　白鳥ひとみ
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
秋田県潟上市昭和大久保字北野大崎道添205番地６
債務者　松橋　雅人
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
茨城県稲敷市橋向1211番地　市営橋向住宅10号
債務者　黒田　敬子
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
茨城県取手市西１丁目６番Ｃ―801号、前住所千葉県印旛郡栄町安食台３丁目20番２号
債務者　高山　英一
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
茨城県取手市西１丁目６番Ｃ―801号、前住所千葉県印旛郡栄町安食台３丁目20番２号
債務者　高山　和江
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
長野市大字北長池1225番地１　６号棟
債務者　山口　和宏
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
長野市大字北長池1225番地１　６号棟
債務者　山口真由美
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
長野市篠ノ井小松原524番地
債務者　田中美智子（旧姓町田）
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
滋賀県長浜市木之本町木之本1753番地
債務者　内藤志津江
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―1206号
債務者　山本　幸雄
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部